

農地法 4 条及び5条 受理通知書の交付について

○受理通知書交付のお知らせについて

農地法 4 条及び5条の届出は、月曜から金曜日の届出について、翌週の火曜日に「受理通知書の交付について」(はがき)を届出人へ普通郵便で発送します。

○はがきと印鑑の持参

受理通知書の交付については「受理通知書の交付について」(はがき)を窓口を持参してください。あわせて窓口に来る方の印鑑をお持ちください。

○委任状

届出人以外の方が受け取る場合には、委任状が必要です。委任状に押印する印鑑は、届出書に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。

○郵便局による郵送物の配達状況について

郵便局のホームページによると2021年10月より、土曜日、日曜日、祝日の配達を休止しています。また、配達は差出日の翌々日以降(※宛先によって異なる)と案内されています。市役所からは火曜日の午後に郵便局へ差出しますので、はがきの到着は木曜日以降になります。祝日等がありますと、はがきの到着は繰り下げられるとされますので、あらかじめご了承ください。余裕をもって届出るようお願いいたします。